

兵庫県公報

令和元年5月7日 火曜日 第1号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○ 土地改良区の合併認可（同）	1
○ 南あわじ都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成31年近畿地方整備局告示第59号） （道路保全課）	2
○ 平成28年兵庫県告示第135号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（砂防課）	2
○ 平成27年兵庫県告示第466号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（同）	2
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	3
○ 道路の位置指定（建築指導課）	3
○ 道路の位置指定の取消し（同）	3
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	5

告 示

兵庫県告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和元年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
加古川市東部土地改良区	平成31年4月10日
尾崎土地改良区	平成31年4月10日
田原東部土地改良区	平成31年4月12日
西光寺野土地改良区	平成31年4月15日

兵庫県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次の土地改良区の合併を認可した。
令和元年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 合併を認可した土地改良区
加古川西部土地改良区及び加西市飯盛野土地改良区
- 合併後存続する土地改良区
加古川西部土地改良区
- 合併により解散した土地改良区
加西市飯盛野土地改良区
- 認可年月日
平成31年4月1日



兵庫県告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、平成22年近畿地方整備局告示第100号南あわじ都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（平成31年近畿地方整備局告示第59号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成22年近畿地方整備局告示第100号南あわじ都市計画道路事業3.5.420号湊線及び3.5.421湊古津路線
- 3 事業施行期間
平成22年3月29日から令和4年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成22年近畿地方整備局告示第100号の事業地のうち松帆古津路字叶堂地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第4号

平成28年兵庫県告示第135号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。
令和元年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域の表中佐方(1)の項を次のように改める。

佐方(1)	相生市		佐方 佐方三丁目	前山	619番180から619番182までの各一部、 619番184の一部 619番49の一部、619番101の一部、619番 212の一部、619番273の一部
-------	-----	--	-------------	----	---



兵庫県告示第5号

平成27年兵庫県告示第466号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。
令和元年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域の表中大願寺の項を次のように改める。

大願寺	佐用郡	佐用町	佐用	蛇ノ尾	3501番の一部、3512番2の一部、3513番1 の一部、3518番の一部、3519番1の一部、 3519番2の一部、3520番2の一部、3520番 3の一部、3520番41から3520番43までの各 一部、3527番2の一部、3527番4の一部、 3528番の一部、3534番1から3534番3まで の各一部、3512番2地先の道路敷の一部、
-----	-----	-----	----	-----	---

					3520番3から3527番4に至る地先の水路敷の一部
--	--	--	--	--	----------------------------



兵庫県告示第6号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和元年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 一般財団法人港湾労働安定協会
 代表者の氏名 溝江輝美
 住所 東京都港区新橋6丁目11番10号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 港湾技能研修センター
 所在地 神戸市中央区港島9丁目1番
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課
 縦覧期間 令和元年5月7日から同月20日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 令和元年5月7日から同月20日まで
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第7号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H30北播位置 0004号	31.4.15	加東市社字東条道87番1の一部、87番3	6.00	46.00



兵庫県告示第8号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

取消番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H31北播位置 廃0001号	31.4.17	多可郡多可町中区曾我井字徳部野原907番10	5.22~5.24	114.50

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 明石西ショッピングセンター・兵庫二見プラザ
所在地 明石市二見町西二見字東山之上89-3ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号	大隈郁仁
津田物産株式会社	大阪市鶴見区放出東三丁目7番3号	奥吉治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

イオンタウン明石ショッピングセンター・ミドリ電化二見店・兵庫二見ビル

イ 変更後

(仮称) 明石西ショッピングセンター・兵庫二見プラザ

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号	大隈郁仁
津田物産株式会社	大阪市鶴見区今津南一丁目9番19号	奥吉治

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号	大隈郁仁
津田物産株式会社	大阪市鶴見区放出東三丁目7番3号	奥吉治

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	尼崎市潮江一丁目1番50号	中口雄司
株式会社ワッツオースリー販売	大阪市中央区城見一丁目4番70号	越智正直
株式会社ティーガイヤ 外15者	東京都文京区後楽一丁目4番27号	宮崎重則

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	金治伸隆
株式会社阪神調剤薬局	芦屋市大榎町1番18号	岩崎賀世子

外未定

4 変更年月日

平成30年9月28日ほか

5 届出年月日

平成31年4月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年5月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和元年9月9日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市新宮町井野原字西畑1047番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市中央区磯辺通四丁目1番38号

シティハウス株式会社 代表取締役 土井将樹

3 許可年月日及び許可番号

平成30年11月20日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-18号（30たつの）